

# 前県立山田病院 の解体を可決

6月  
定例会の  
あらまし



令和元年6月定例会は6月13日から18日まで6日間にわたって開かれました。町長提案の議案17件を審議し、全て原案のとおり可決しました。(2ページ)

解体、撤去後は新たな観光拠点として整備される予定です

一般質問では8人の議員が登壇し、活発な議論が行われました。(3～10ページ)

## 新たな観光拠点整備事業を実施するため、

前岩手県立山田病院の敷地内にある病院棟などを解体、撤去する工事の請負契約の議案が提案されました。全員賛成で可決しました。

### ■工事の概要

▽病院棟解体・撤去  
4095・73

平方メートル

▽車庫棟解体・撤去

35・68平方メートル

▽駐輪場解体・撤去

24・43平方メートル

▽その他解体・撤去

浄化槽、オイルタンク、受水槽、フェンス、

照明柱等

▽工期

元年6月28日  
～元年12月27日

▽請負契約金額

1億1715万円

▽受注者

蒲野建設株式会社

宮古営業所(宮古市)

定例会の議案審議や一般質問での質疑全文を記録した会議録は、9月下旬ころから、議会ホームページ、町立図書館で閲覧可能となる予定です。

## 条例の一部改正を可決 子に係る医療費現物給付を 小学生まで拡大

医療費助成事業において、子どもに係る現物給付を岩手県内の全市町村が統一して小学生まで対象拡大することに伴い、「山田町乳幼児、児童生徒、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例」および「山田町社会福祉憲章条例」の一部を改正する議案が提案されました。全員賛成で可決しました。

■条例改正の概要  
▽山田町乳幼児、児童生徒、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正

条例第10条第3項にある受給者の範囲を「未就学児」から「出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めました。  
(※受給者の範囲が小学生まで拡大されました。)

### 現物給付とは

病院などで健康保険証を提出することにより一定割合の自己負担で診察や治療、薬の処方を受けることができるもの。

患者が受ける治療やサービス等の現物を給付すること。

▽山田町社会福祉憲章条例の一部改正

条例第11条第11項にある受給者の年齢を「6歳」から「12歳」に改めました。